

第5章 やすらぎと潤いのある村づくり

●第1節 安全生活環境

第1項 防災対策の強化

〔現状と課題〕

本村は、日本有数の活火山である浅間山と白根山に囲まれています。浅間山は、平成16年9月、約30年ぶりの中規模噴火が発生し、平成21年2月に再び噴火がありました。白根山も、平成21年から山体に高温部が生じるなど、引き続き注意が必要な状況となっています。火山に対する防災対策は、広域的な取り組みが重要であるため、「浅間山火山防災対策連絡会議」、「草津白根山防災会議協議会」などを編成し、周辺市町村や関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を図っています。

また、本村のような山間地域においては、土砂災害に対する防災対策も重要です。土砂災害防止法に基づき、県が指定する警戒区域、特別警戒区域についての周知・啓発を行い、これまでと同様なハード対策とともに、より迅速な避難体制の確立などソフト対策が重要となっています。村の防災対策は、その基本となる地域防災計画を随時見直していくことや、初動体制などの対応マニュアルの作成を進め、それに沿った防災訓練の実施などが重要です。平成17年から始めた防災訓練を継続的に実施することにより、災害に強い村づくりを進める必要があります。

また近年、村の防災体制の要となっている消防団の防災力維持が課題となっています。防火・防災活動に加え、災害時の救助活動、さらには遭難者や行方不明者の捜索に至るまで、消防団に対する地域の期待と役割は大きなものがあります。したがって、消防団の衰退は、村の防災力の弱体化そのものとなります。

しかしながら、現状は団員の確保に苦慮する地域もあり、今後は団員の確保に努力しながらも、消防分団の再編成等を検討し、消防力の維持向上に努めていかななくてはなりません。また、広域消防本部との連携を強化し、効率的な防災体制の確立が必要です。

施設の面からは、防災行政無線など既存施設の老朽化が進む中で、新たな防災情報システムの検討が必要となっています。

◎主要施策

第1号 防災対策の推進

- ① 災害に備えた、地域防災計画の周知を図り、各自が適切な行動をとれるように努めます。
- ② 各地区での防災訓練により、自らの地域は自ら守ると言う自主防災意識の向上を図ります。
- ③ 関係機関や千代田区等との連携により、応急対策の充実や情報伝達体制の確立に努めます。
- ④ 災害に備え、食糧や資機材の備蓄・配備に努めます。
- ⑤ 防災行政無線の効果的な活用を進め、デジタル化に備えスムーズな移行検討を図ります。
- ⑥ 遭難を防止するためのマニュアルづくりを進め、遭難防止対策を図ります。

第2号 消防力の強化

- ① 消防団の機動力の向上と団員の確保に努め、広域消防本部との連携強化を図ります。
- ② 婦人消防隊活動を通して、女性層への防火・防災意識向上を図っていきます。
- ③ 消防設備や施設の計画的な整備、適正な維持管理に努めます。

第3号 国民保護計画の周知

- ① 外国からの武力攻撃から村民の生命財産を保護する、国民保護計画を周知します。



秋季点検風景

第2項 交通安全対策の推進

〔現状と課題〕

村内においては、ここ数年死亡事故は起こっていないものの、高齢者が関係した事故が増加する傾向にあります。特に安全運転義務違反などの単純なミスによる物件事故等が多発しています。飲酒運転の撲滅については、啓発活動等により効果が表れています。また、寒冷地ということで村内外者を問わず冬季に事故が多く発生する状況です。道路及び標識等の交通施設については、定期的な点検、地域からの要望により計画的に新設・補修を行っています。

今後は、高齢者の交通安全については、周知や啓発など事故防止に努めるとともに、公共的な交通機関網の構築も考えていく必要があります。また、事故の発生原因や状況を分析し、重点的な施策を講じていくことが必要です。それには、より効果的な交通安全施策の展開、交通関係団体との協力体制の充実、統一的な案内・誘導標識などの設置等を含む交通安全施設の整備など、交通環境の整備・改善を継続的に実施する必要があります。

◎主要施策

第1号 交通安全対策

- ① 高齢者への保護意識や、正しい交通ルールやマナーの実践を習慣づけるよう啓発します。
- ② 子どもを交通事故から守るために、交通安全指導及び保護誘導活動を実施します。
- ③ 飲酒運転の危険性や違法性を周知・徹底し、地域等が連携して飲酒運転の根絶を図ります。
- ④ シートベルトとチャイルドシートの着用を徹底し、交通事故被害の防止・軽減を図ります。

第2号 交通環境の整備

- ① 交通円滑のために誘導・案内標識等の効率的な設置を進め、定期的な見直しを実施します。
- ② 交通の支障になる樹木の除去や危険箇所などの改善など、交通環境の計画的改善を進めます。

第3号 救済措置の充実

- ① 関係機関等との連携協力のもと、交通事故に対する相談体制を充実します。



第3項 防犯体制の整備

〔現状と課題〕

本村でも、老人を狙った振り込め詐欺や児童・生徒がネット詐欺などの犯罪に巻き込まれる事例もしばしば発生しています。最近の犯罪は、低年齢化や凶悪化の傾向が見られ、インターネットの普及等による情報の氾濫など様々な要因が考えられています。

村では、警察署や関係機関との連携により、浅間高原における夏の臨時派出所の開設、防犯推進専門官の配置、青色回転灯装着車によるパトロールの実施、新入学児童に「防犯用の笛」の配布を行い、犯罪の未然防止に努めています。学校PTAでは「防犯ステッカー」による啓発を実施し、老人会員による児童の通学時の声かけ運動等を行っています。

今後も犯罪の未然防止に向け、関係団体等との連携を進め、個々の防犯意識の向上・啓発や、防災無線での呼びかけや、防災メールでの迅速な情報の提供を進めるなど、一層の防犯体制整備の推進が求められています。

◎主要施策

第1号 防犯意識の向上

- ① 犯罪の未然防止に向けた情報提供や広報活動を実施し、防犯意識の向上を図ります。

第2号 防犯体制の充実

- ① PTAや青少推など防犯関係団体の育成と、老人会などの協力体制の充実を目指します。

第3号 防犯環境の整備

- ① 地域防犯意識の向上のために、相互に円滑な連携ができるよう環境の創出に努めます。
- ② 地域で設置する防犯灯整備には積極的に助成し、暗い夜道での犯罪を防止します。
- ③ 犯罪防止の啓発看板等の設置を積極的に行います。

第4項 消費者保護体制の充実

〔現状と課題〕

平成21年に「消費者庁及び消費者委員会設置法」等、消費者庁設置関連三法が公布され、平成22年4月1日、吾妻郡消費生活センターが中之条町に設置されました。村でも観光商工課を担当課とし、社会福祉協議会・商工会と連携し、被害者の未然防止や悪徳商法への周知などに力を入れています。現在、村民から群馬県消費者センターへの相談件数は、年間50件程度ありますが、村への直接相談件数は1~2件程度です。被害者を泣き寝入りさせないためにも、気軽な相談窓口が設置されたことを村民に周知することが必要です。

日常生活には、悪質商法や不当請求のトラブル事例、インターネットや携帯電話の普及により、ネット販売やウェブサイトを利用した様々なトラブルも急増しています。食に関しては、産地表示・成分表示などの商品の偽造問題など、消費者の安全・安心がおびやかされています。また、多重債務が問題視され、家庭内暴力、自殺、窃盗等、社会的な問題行動を起こすなど大きな事件に発展する可能性を秘めています。こうしたことから、村としても、関係機関とも連携をとりながら村民が犯罪に巻き込まれないよう未然防止や、相談窓口の設置など周知・啓発が求められています。

◎主要施策

第1号 消費者の安全・安心の確保

- ① 関係機関と連携し、食卓までの安全管理の徹底等、食品の安全性の向上に努めます。
- ② トラブル事例などをインターネットや防災無線を利用し、情報の提供に努めます。

第2号 消費者の保護・援助

- ① 消費者センターの有効利用と、消費トラブル相談への適正な対応に努めます。



架空請求や悪徳商法事例など急増しています

●第2節 快適生活環境

第1項 公園・緑地の整備

〔現状と課題〕

平成22年1月に実施した総合計画の住民アンケート結果では、婦恋村が住みやすい理由として、「自然環境が良い」ことや「ゆったりした時が過ごせる」という声が多くあげられています。また、村の目指す方向性としては、「緑豊かで自然との調和がとれたむら」という意見が最も多く、心の潤いや生活の安らぎを提供するとともに、地域におけるふれあいや交流の場として、公園・緑地の重要性が再確認されました。

これらを踏まえて、親水公園や農村公園等の既存施設の整備・管理や公共施設などの緑化・植栽を推進する他、自然環境や自然景観の保全・保護や公園や文化施設の充実などに一層取り組む等、快適で美しい村づくりのための公園緑地施策の展開が望まれています。

◎主要施策

第1号 公園緑地計画の策定

- ① 村内の公園緑地を保全・活用・拡充していくため、公園緑地整備を計画的に進めます。

第2号 緑豊かな公園緑地の整備

- ① 河川沿いの自然環境や水辺の快適性を活かした親水公園の整備を進めます。
- ② 村民が安心して利用できるよう、既存公園等の維持可能な整備管理体制を確立します。
- ③ 協働による公共施設の緑化促進により、うるおいと彩りのある空間づくりを進めます。



干俣親水公園

第2項 生活空間の美化

〔現状と課題〕

吾妻川や各地域へ延びている公共の道路・河川、村内を環状に巡るパノラマライン周辺に、しばしばゴミの散乱・不法投棄が生じています。また、浅間高原などの別荘地で、放置された老朽化した別荘など、自然環境や景観を著しく損なうような事例がところどころに見受けられます。

これらの生活環境に悪影響を与える問題を解決するには、定期的なパトロールの実施や住民や訪れる方々に責任ある行動を求めるとともに、村の環境施策として「美しい村づくり条例」の周知や、条例改正により規制強化をすることも必要かと思われまます。また、地球温暖化防止に対応するために、CO₂削減のための一歩として家庭でのゴミの減量化を進めるとともに、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化の意識高揚を図っていくことも求められています。

◎主要施策

第1号 環境美化の推進

- ① 地域の清掃活動を推進し、環境美化意識の高揚を一層図ります。
- ② ボランティア活動による美化活動を、協力支援します。

第2号 廃棄物処理の効率化適正化

- ① 廃棄物の不法投棄や家屋の不適切な管理について、厳しく規制、管理します。
- ② 廃棄物の発生抑制、再利用や再資源化を推進します。
- ③ ゴミ処理の広域化を図り、より効率的なエネルギーや限りある資源の活用を努めます。



第3項 公害防止対策の推進

〔現状と課題〕

村内の住宅地では顕著な公害問題などは特にはありませんが、浄化槽の終末処理排水による悪臭、河川の汚染、畜産による悪臭、ハエの発生などの苦情相談が見うけられます。今井地区では、廃止された石津鉱山の影響で、河川が酸性水で汚染され用水に影響を受けています。その対応策として、国・県などに中和処理などの改善対策が求められています。別荘地域では、開発に起因する騒音公害や河川の水質汚染などが時々生じています。

今後とも様々な苦情や公害などの発生が予想されることから、公害防止思想の啓発、相談苦情処理体制の充実、開発指導要綱の検討、公害防止基準づくりなどが必要となっています。

◎主要施策

第1号 公害発生源対策、防止体制整備

- ① 廃止鉱山跡地の公害防止対策として、国や県に酸性河川の中和処理対策等を要望します。
- ② 住民生活や企業活動から発生する悪臭・騒音等の公害に対し、対応策を強化します。
- ③ 村民各自が公害発生源とならないよう、公害防止知識の普及や啓発を推進します。
- ④ 公害の発生や苦情に対して、スピーディーな解決ができるよう体制を整えます。



スピーディーな体制を整えます

第4項 上下水道の機能強化と利活用

〔現状と課題〕

本村の水道は、主に浅間高原の別荘地帯に供給する上水道と、既存集落内に供給する簡易水道及び小水道等に分類されます。各水道管は、耐震性の向上や漏水解消を図るため、石綿管の布設替工事を計画的に実施しています。多くの水道施設は、老朽化が見られ、今後も計画的な施設の更新が必要となっています。安全で安定的な水道を供給するためには、水源の確保などの施設機能を強化し、健全な事業運営をすることが求められています。

下水道では、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業により、昭和63年から村内の下水道工事を進め、大笹地区の一部を除きほぼ完了し、供用戸数2,864戸、うち接続戸数2,338戸となっています。また、民家が分散しているなど一定の要件を満たさない地区については、合併浄化槽を設置し、現在231戸が整備され、生活雑排水の浄化を進めています。今後は、下水道事業を円滑に進め健全な管理運営を行うために、下水道接続推進と処理施設や管路施設の効率的な維持管理が求められています。

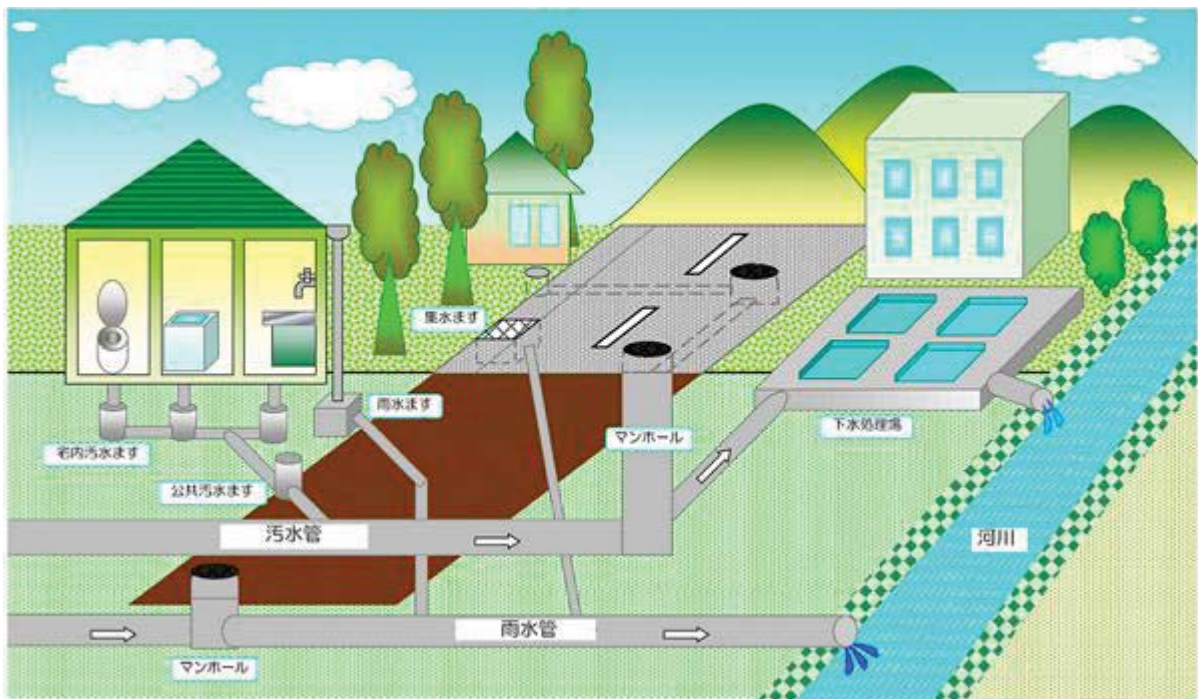
◎主要施策

第1号 水道事業の健全運営

- ① 水の需要増等にも確実に対応出来るよう、施設の計画的更新や整備・拡充を進めます。
- ② 水資源の有限性や水の上手な使い方など、節水意識の向上を図ります。

第2号 下水道事業の健全運営

- ① 下水道未整備地区の整備については、合併浄化槽の設置を積極的に推進します。
- ② 供用開始区域では、早期下水道接続のPRに努め、健全な管理運営を目指します。
- ③ 健全な管理運営を行うために、適正な料金体系の確立を目指します。
- ④ 処理施設や管路施設の計画的な維持補修を行います。



◎下水道の仕組み